

寒川町子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、寒川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。 ～略～	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、寒川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>